

ドイツ新株式法の評価規定に関する一考察(その1)

笠井 敏 男

はじめに

西ドイツの新株式法(Aktiengesetz vom 6. September 1965)は、1965年9月6日付官報(Bundesgesetzblatt Nr. 48)で公布され、翌1966年1月1日より施行されている⁽¹⁾。

今回の株式法改正は、その基本目標を株主地位の強化においたといわれ、具体的にそれは、(イ)会社内部における株主地位の強化、(ロ)情報公開の強化、(ハ)少数株主の保護の三つの改正点に現われている⁽²⁾。このうち(ロ)情報公開の強化は、いうまでもなく会計規定の改正であり、これについてはさらに、(1)貸借対照表と損益計算書の項目分類規定の改善、(2)新評価体系の確立、(3)営業報告書の記載事項の拡充、(4)コンツェルン規定の新設についての四つの改正に分けられる⁽³⁾。

以下本稿では、上記会計規定の改正のうち旧株式法が根本的に改正された(2)評価規定に対象を限定し、その法規制の具体的内容について概説することとしたい。

〔I〕 新評価規定の概要

新株式法の評価規定は、旧株式法の評価規定を根本的に改めその面目を一新した。すなわち、旧株式法では、債権者保護の見地より取得原価又は製作原価をもって評価の最高限度として定め、その下限については、なんらの規定をも

(1) 計算規定については、原則として、特例により、1966年12月31日の後に始まる営業年度、したがって1967年1月1日に始まり、1967年12月31日に終る営業年度に対して初めて適用される(株式法施行法第14条1項)。

(2) Wilhelmi, H., Das neue Aktiengesetz, AG. 1965, S. 153.

(3) Forster, K. H., New Pflichten des Abschlußprüfers nach dem Aktiengesetz von 1965, Wpg. 1965, S. 586.

設けていなかったのである。このために、資産の過小評価(Unterbewertung)が大巾に許され、秘密準備金(stille Rücklagen)の設定が無制限に認められていた。しかし、秘密準備金については早くから種々の弊害が指摘され、政府草案理由書(Begründung Zum Regierungsentwurf eines Aktiengesetzes)において⁽⁴⁾、次のような点をあげている。

- (1) 秘密準備金は、利益に対する株主の請求権を不当に浸害する。
- (2) 秘密準備金によって、年度決算書が不明瞭かつ非概観的になり会社の現実の状況に対する一覧が与えられなくなる。
- (3) 秘密準備金の内密の取崩は、役員⁽⁴⁾の誤った判断または外部の影響によって生じた会社の状況の悪化を、長期間それによって隠蔽し、また実際は崩壊が始まっているにもかかわらず、会社が収益性をもって営業を行なっているように粧うのに適しているので、結局は、株主および債権者ならびに国民経済全体に不利益を与える。
- (4) 秘密準備金による自己金融は、市場のコントロールの下での資本参加による金融の場合と異なる。そのことからそれは国民経済全体のために有害な作用を及ぼす誤った投資が行なわれる危険が生ずる。
- (5) 秘密準備金が資本参加について不健全な刺激を与え、それによって経済的交錯の原因となる。

上記のような弊害を考慮して、1960年連邦法務省より公表された株式法改正の政府草案(Regierungsentwurf)においては、過去との完全な離脱を避けるために、秘密準備金を全面的に禁止する所までは行かなかったけれども、その設定については、大巾に制限し、次の場合にだけその設定を認めたのである(第146条2項~4項)。すなわち、(1)固定資産については、「理性的商人の判断により、最も近い将来における会社の生存力および抵抗力を確保するために必要な範囲に限り」、また(2)流動資産については、「理性的商人の判断により、最も近い将来において、この資産の評価額を価値変動に基づいて変更しなければなら

(4) Entwurf eines Aktiengesetzes und eines Einführungsgesetzes zum Aktiengesetz nebst Begründung, zu § 146, S. 175f.

らなくなることを避けるために必要な範囲に限り」認めることとし、(3)引当金については、理性的商人の判断により必要とする限度内においてのみ秘密準備金の設定を認めたのである。

上記のような内容を有する政府草案は、その後連邦議会(Bundestag)の法律委員会および経済委員会(Rechtsausschuß und wirtschaftsausschuß)において審議され、専門家の意見を聴取した後、結局、秘密準備金を一定の条件で容認する上記草案の規定は、両委員会において否定される結果となった。ここに経済委員会は、秘密準備金の設定を容認する草案の評価規定を破棄し、新しい評価体系への移行を提案し、法律委員会がこの提案に同意し、最終的には1965年5月25日の連邦議会における議決を経て新評価規定として制定された。それでは新しい評価体系、したがってまた新評価規定はいかなる内容を有するものであろうか、これについての具体的内容については、次節以下において個々に詳しく検討することとし、ここではその概要について簡単に触れておきたい。

新評価規定はいうまでもなく旧株式法および草案の評価規定のように評価の最高限度のみを定めたものでなく、個々の資産にいかなる価額を付すべきかを定め、そしてその価額は原則として取得原価または製作原価をもって評価することを強制し、ここに秘密準備金の設定を原則として禁止したのである。⁽⁵⁾しかし、評価方法については広く企業の選択に任せ、その代わり、営業報告書(Geschäftsbericht)において評価方法および減価償却方法並びにそれらの方法の変更、またそのような変更の金額的影響が大である場合には、その金額をも記載すべきことが規定された。このような営業報告書の記載義務により新株式法の評価規定は、著しく評価継続性の原則(der Grundsatz der Bewertungsstetigkeit)が強調されたといえることができる。このことは新株式法の評価規定の主要目標が、営業年度相互間の比較可能な成果算定にあることを物語るもの

(5) 新株式法の評価規定においても次のような場合には秘密準備金の設定が可能である。
①減価償却方法の選択(第154条1項2文)、②評価方法の選択(第155条1項3文)、③製作原価の計算(第155条1項2文、第153条2項)、④理性的商人の判断による低価評価(第155条3項1号)、⑤税法目的による低価評価(第154条2項2号、第155条3項2号)、⑥低価評価の継続(第154条2項、第155条4項)。

である。比較可能な年度決算書は、利害関係者に対し、会社の財産状態および収益状態の変動を表示し、またある範囲において他の会社との収益比較を容易にすることができるのである。⁽⁶⁾

以上が、新株式法の評価規定の概要であるが、具体的には次の四つの条文から構成される。

- (1) 第153条 固定資産の評価 (wertansätze der Gegenstände des Anlagevermögens)
- (2) 第154条 減価償却, 価値修正 (Abschreibungen. Wertberichtigungen)
- (3) 第155条 流動資産の評価 (Wertansätze der Gegenstände des Umlaufvermögens)
- (4) 第156条 消極項目の評価 (Ansätze von Passivposten)

尚、本稿では上記規定のうち(1)(2)(3)の資産に関する評価規定についてのみ、また考察の都合上、法条の順序とは逆に流動資産の評価を先に検討することをあらかじめご了承いただきたい。

〔II〕 流動資産の評価

流動資産の評価 (Wertansätze der Gegenstände des Umlaufvermögen) を問題とする場合、まずドイツ株式法における流動資産の意義を明らかにしておく必要がある。ドイツ株式法では、資産は固定資産 (Anlagevermögen) と流動資産 (Umlaufvermögen) とに区分され、固定資産については「決算日現在、継続して会社の営業の用に供すべきことが定められている資産」と規定されている (株式法第152条1項)。しかし流動資産についてはなんら規定されていない。その結果、流動資産は、固定資産以外のすべての資産を合むものと解されている。⁽⁷⁾ 具体的には、棚卸資産 (Vorräte)、有価証券 (Wertpapiere)、債権 (Forderungen) 等第151条1項の流動資産の項目において規定されている資産をいう。

(6) Scherpf, P., Die aktienrechtliche Rechnungslegung und prüfung, S. 108f.

(7) Baumbach-Heuck, Aktiengesetz, 13. Aufl. S. 496.

流動資産の評価については新株式法上第155条において次のように規定されている。

第155条 流動資産の評価

(1) 流動資産は、ヨリ低い評価が、第2項により命ぜられるかまたは第3項および第4項により許されないかぎり、取得原価または製作原価をもって評価しなければならない。製作原価の計算については、第153条第2項を適用する。正規の簿記の原則に適合するかぎり、棚卸資産たる同種資産の評価額については、最も先にまたは最も後に取得または製作された資産が、最も先にまたは一定の順序で使用または売却されたとみなすことができる。

(2) 取得原価または製作原価が、決算日における取引所価格または市場価格から生ずる価額を越えるときは、この価額をもって評価しなければならない。取引所価格または市場価格を確定できず、かつ、取得原価または製作原価が、決算日においてその資産に付さなければならない価額を越えるときは、この価額をもって評価しなければならない。

(3) 流動資産は次に掲げるいずれかの場合にかぎり、第1項または第2項による価額よりも低い価額をもって評価することができる。

1 現性的商人の判断により、最も近い将来において、当該資産の評価額を、価値の変動を理由として変更しなければならないことを避けるために、ヨリ低い評価額を必要とするとき、または、

2 所得税および収益税の目的のために、ヨリ低い評価額が許されるものと認められるとき、

(4) 第2項または第3項に基づくヨリ低い評価額は、その理由がもはや存在しない場合にも、これを継続することができる。

以上が、新株式法における流動資産の評価規定であるが、この規定を一読すれば明らかなごとく「流動資産の評価」とはいえ、その主たる内容は「棚卸資産の評価」であり、以下これを「棚卸資産の評価」の問題として取扱うこととしたい。

1 取得原価

(1) 購入品の取得原価

流動資産については、取得原価または製作原価をもって評価しなければならないとされている(第155条1項)。この規定はいうまでもなく、経営外部から購入した流動資産については、取得原価をもって評価し、経営内部で製造された流動資産については製作原価をもって評価すべきことを定めたものである。しかるにこの場合の取得原価が何を意味するかについては法律上なんら明確にされていない。

ドイツ経済監査士協会(ldw)の「新株式法の特別委員会」(Sonderausschuß Neues Aktienrecht—SANA)の意見によれば、「取得原価とは、受入の完了までまでに発生するすべての原価(副費を含む)を含む。」と定義されている。但し、副費(Nebenkosten)については、それが購入価格(Kaufpreis)に比べて重要でない場合またはその算定の費用が取得副費に比べて大きい場合にはこの限りでない⁽⁸⁾と述べられている。

この意見から取得原価は、単に購入価格だけでなく資産の取得に必要な取得副費をも含むことは明らかであり、このように解することはまた、法文において「取得価格」(Anschaffungspreis)でなく「取得原価」(Anschaffungskosten)を用いている立法趣旨にも合致するものと考えられる。

取得副費として主なものをあげれば、(イ)包装費(Verpackung)(ロ)手数料(Provision)(ハ)仲立料(Courtage)(ニ)委託料(Kommission)(ホ)運賃(Transportkosten)(ヘ)運送保険料(Transportversicherung)(ト)関税(Zoll)(チ)荷卸料(abladekosten)¹⁹⁾等である。

ただ、取得副費に関連して注意しなければならない点は、取得の際に発生する経営費、管理費、例えば、経営内部における保管料、運送料、購買部の費用

(8) Stellungnahme NA/ldw 5/1966, Zu den Anschaffungskosten der Vorräte, Wpg. 1966, S. 677.

(9) vgl. WP-Handbuch 1963, Bd.1 S. 355.

等は取得原価に加算することはできないと解されていることである。その理由は、後述する製作原価の計算に関する第153条2項において「経営費、管理費の相当部分は製作原価に算入することができる。」と規定されているにもかかわらず、取得原価についてはこれに関してなんらの言及もなく、よって経営費、管理費は取得原価に加算することはできないと解されるからである。⁽¹⁰⁾これはまた税法の判例においても認められている。但し、例外として木材・ワインのようにその資産の性質に基づいて長期の貯蔵により価値を増す資産については、成熟期間を広義の生産過程とみなし、経営費、管理費を取得原価に加算することが認められている。⁽¹¹⁾

次に、購入に際して発生するリベート(Rabatte)、割引(Skonti)を取得価格から控除すべきか否かの問題がある。これについては控除すべきだとする見解が支配的である。ただ、文献について一部、仕入割引(Lieferantenskonti)を利子とみなす見解も見られる。⁽¹²⁾

(2) 生産品の取得原価

経営内部で製造された資産の取得原価は、製作原価をもって評価すべきものとされている。製作原価の計算については、株式法上第153条2項において、次のような規定が見られる。

「製作原価の計算に際しては、減耗およびその他の価値の減少並びに経営費および管理費の相当の部分で、製作期間に帰属するものは、相当の範囲で算入することができる。

販売費は経営費および管理費とみなさない。」

この規定は、旧株式法第133条1号3項がそのまま引継がれたものである。にもかかわらずその解釈をめぐって、特に「できる」(dürfen)をいかに解するか

(10) Adler-Düring-Schmaltz, Rechnungslegung und prüfung der Aktiengesellschaft, § 153 AktG. 1965, Tz. 42.

(11) Adler-Düring-Schmaltz, a. a. o. § 155 AktG. 1965, Tz. 14.

(12) Vgl. Kolbe, K., Die Gemeinkosten bei der handelsrechtlichen und steuerlichen Bewertung von Halb- und Fertigerzeugnissen, Wpg. 1954, S. 126.

によって文献上種々の見解が見られる。そのうち最も対立する見解として、デュレーレル(Döllerer)とエサー(Esser)のそれがある。

デュレーレルは、第149条1項2文の一般条項の考慮のもとに、「できる」を新株式法においては「ねばならない」(müssen)と読み代えるべきだとし、従来のような選択権は管理費についてのみ許され、それ以外の第153条2項にあげられている費用はすべて製作原価に算入しなければならないと主張する。⁽¹³⁾

これに対し、エサーは、第153条2項の規定が製作原価に関して「算入することができる。」と消極的定義しかなされず、間接費の製作原価への算入を強制していない。よって製作原価は材料費、製造賃金の直接費のみで評価することができる⁽¹⁴⁾と論じている。

またアルバッハ(Albach)は、第153条2項を正しい製作原価を表示することを意図して設けられたものであると解し、経営経済学における部分原価計算(Teilkostenrechnung)の思考をこれに導入し、半製品・製品の製作原価は、個別原価(Einzelkosten)と部分原価計算の意味における変動間接費(Variablen Gemeinkosten)で評価されなければならないと主張する。そして一部比例の一部固定的要素を含む原価要素(例えば、賃金副費、燃料費、補助材料費等)についてのみ選択権が認められるとする見解である。⁽¹⁵⁾

しかし、上にあげた種々の見解はあるが、新株式法においても旧株式法と同様間接費の製作原価への算入は「できる」であり、強制されなく選択権が認められるとする見解が支配的であり多くの論者によって支持されている。⁽¹⁶⁾

ところで、第153条2項では、「相当の範囲」における「減耗およびその他の価値減少」および「経営費・管理費」の「相当の部分」を製作原価に算入す

(13) Döllerer, G., Rechnungslegung nach dem neuen Aktiengesetz und ihre Auswirkungen auf das Steuerrecht, BB 1965, S. 1413.

(14) Esser, J., Gliederungsvorschriften, Bewertung, Gewinnverwendung und Pflichtangabe nach dem Aktiengesetz 1965, AG 1965, S. 316f.

(15) Albach, H., Bewertungsprobleme des Jahresabschlusses nach dem Aktiengesetz 1965, BB 1966, S. 380.

(16) 例えば, Saage, G., Die Reservepolitik in neuen Aktienrecht NB 1966. S. 76. Kofahl, G., Bilanzpolitische Gedanken zur Aktienrechtsreform, NB 1965, S. 195.

ることができるとされているが、この場合の「相当」をいかに解するかがきわめて重要な問題である。

そこでまず「減耗およびその他の価値減少」すなわち減価償却費の「相当の範囲」について検討してみよう。

法律上減価償却費の代りにその主要な二つの原因である「減耗」と「その他の価値減少」という用語を用いているところから、技術的な減耗だけでなく純粋の経済的に条件づけられた価値喪失をも含むことは明らかである。ただ、これらの減価償却費はあくまでも計画的減価償却費に限られるのであって、計画外の減価償却費は含まれないことに注意しなければならない。また法律上これらの減価償却費の「相当」を製作原価へ算入することができるものと定めるところから、その全額を製作原価へ算入することは許されない。そして減価償却費の「相当」については、製造された資産に価値移転した減価償却費を意味すると解され、再調達価額を基礎として計算される原価計算上の減価償却費を基本とすると解されている⁽¹⁷⁾。しかし、原価計算上の減価償却費は、原則として、実際上の取得原価または製作原価を基礎として計算される貸借対照表上の減価償却費を超えることはできないとされている。但し、前期以前に計画外の減価償却を実施したがためあるいは当期に特別に控え目な減価償却費を計上したがために、貸借対照表上の減価償却費が異常に低い場合にはこの限りでない⁽¹⁸⁾とされている。また、減価償却方法については、貸借対照表上の減価償却方法と原価計算上の減価償却方法とが相違することが認められている。したがって、例えば貸借対照表については逓減的減価償却法(degressive Abschreibung)を、原価計算においては直線的減価償却法(lineare Abschreibung)を採用することが認められる。このことはまた税法においても認められているが、それを継続することが要求される⁽¹⁹⁾。

次に、経営費および管理費の「相当」に関して問題となるのは、不足操業(Unterbeschäftigung)により発生する無効原価(Leerkosten)を製作原価に算

(17)(18) Adler-Düring-Schmaltz, a. a. o. § 155 Akt G. 1965, Tz. 56.

(19) Absch. 33 Abs. 4 EStR. (所得税法指針)

入することができるか否かについてである。

これについては、商事貸借対照表に関する文献上見解が分れる。

シュマーレンバッハは、その著「動的貸借対照論」において、「不足操業時において、全製造原価でなくて通常の操業度に通有なる製造原価をもって評価した方が成果計算の比較に最もよいと思うのである。⁽²⁰⁾」と述べ、無効原価は製造原価に算入しない方がよいとの見解をとっている。

ドイツ経済監査士協会も株式法改正に当り、製作原価は通常操業度で発生した金額に限るべきだとの提案をした。しかし、実務上いかなる操業度が正常であるかを確定することは容易でなく、また企業の業種、業態により異なる。この点を考慮して、アドラー・デューリング・シュマルツの「ハンドコンメンタール」では、(1)明白な (offenbar) 不足操業により製作原価が上昇しないかぎり、また(2)無効原価を製作原価に加算することにより「決算日においてその資産に付さなければならない価額」(第155条2項)⁽²¹⁾を超えないかぎり無効原価を製作原価に含めることができると説明されている。

税法では、無効原価を製作原価から除外すべきだと定めている。そして税法の不足操業は、判例により操業の正常の変動巾以下に低下した場合にのみ存すると解されている。⁽²²⁾

2 取得原価の費用配分方法

新株式法において、はじめて一定条件のもとに、先入先出法 (Fifo)、後入先出法 (Lifo) およびその他類似の方法の適用が明文をもって認められた(第155条1項3文)。その一定条件とは、(1)評価方法が正規の簿記の原則に適合していること。(2)評価すべき棚卸資産が同一種類であることの二つである。このような評価方法を新株式法において認めたことの目的は、個々の資産の取得原価または製作原価の算定を簡易化することであり、今日の企業にとってこのような

(20) 土岐政蔵訳 エ・シュマーレンバッハ「12版・動的貸借対照表論」151頁

(21) Adler-Düring-Schmaltz, a. a. o. § 155 AktG. 1965, Tz. 62.

(22) BFH-Urteil vom 15. 2. 1966—BStBl 1966 III—DB 1966, S. 965.

方法が認められなくしては、棚卸資産の実際の取得原価または製作原価を算定することは困難である。ところが従来ドイツ会計実務では、このような方法が余り利用されていなかった。それはドイツ税法がこれらの方法を認めていなかったことにその主たる原因がある。

ところで、正規の簿記の原則その適合性に関して、まず問題となるのは、「みなす」順序と実際の使用または売却の順序が、ほぼ同一でなければならないかということである。いいかえれば、実際の財の流れが先入先出であるにもかかわらず、「みなすことができる」(kann……unterstellt werden)という条文から、これに後入先出法を適用することが認められるかどうかということである。この問題は、特に後入先出法に関して活発な議論がたたかわれされた。連邦判事(Bundesrichter)のデュレーレルは、第149条1項2文の指摘のもとに「後入先出またはその他類似の方法は、個々の場合少なくとも『大体において』(in großen und ganzen)当該順序で使用され売却される場合にのみ正規の簿記の原則に適合する。⁽²³⁾」と述べ、「みなす」順序と実際の順序がほぼ同一であるべきことを要求している。

これに対し、クropp(Kropff)は、「一定の使用または売却順序がみなされることができるという第155条1項3文の文言は、すでに仮定の使用または売却の順序が実際の経過に適合する必要があることを暗示している。⁽²⁴⁾」と指摘し、その理由として、彼は、(1)棚卸資産の同種資産の評価に対してのみこれを認めていること、(2)これらの方法は、アメリカの制度を大巾に導入したものであり、アメリカでは先入先出法、後入先出法、その他類似の方法が実際の使用または売却の順序と相違して適用することが認められていることの二つをあげている。

これら二つの見解を検討する場合、まず考えなければならないことは、新株式法の評価規定がすでに述べたごとく、評価継続性が強調されていることであ

(23) Döllner, G., a. a. o. BB 1965, S. 1412.

(24) Kropff, B., Bilanzwahrheit und Ermessensspielraum in den Rechnungslegungsvorschriften des Aktiengesetzes 1965, Wpg. 1966, S. 375f.

る。したがって、「みなす」順序と実際の使用または売却の順序が適合しなくとも、同一の評価方法を継続するかぎりにおいて、財産状態および収益状態のできるだけ確実な表示をなんら損うものでなく、また、これらの方法が認められたのは、あくまでも計算の簡易化に重点がおかれていることである。ただ、貯蔵方法から、「みなす」順序と実際の使用または売却の順序とがはっきり対立する場合にも適用できるか否かについては問題が残る。例えば、石炭庫(bunker)に石炭が貯蔵されている場合、貯蔵方法より後入先出が仮定され、このような場合に先入先出法を適用することができるかどうか、また逆にサイロ(Silo)の場合においては先入先出が仮定され、これに後入先出法を適用することができるかどうか⁽²⁵⁾。

次に、第155条1項3文の諸方法は、同種棚卸資産に限って適用される。そこで同種性の概念について検討してみよう。

第155条1項3文の同種性は、単に種類が同一であるというだけでは十分でないことに注意しなければならない。なぜなら、たとえ種類が同一の商品・製品等であっても、品質、加工の程度により価値的に大きな相違が存する場合には、同種性は認められない。したがって、同種性の前提として、同一種類であると同時に、決算日現在における同一格価またはほぼ同一格価(annähernde preisgleichheit)である必要がある。

仕掛品の場合には、同一生産段階にあり、使用された原料が前年の原料との比較において同種性とみなされ、生産方法が全く同一かまたはわずかの変更しか行われなかった場合には、同種性が存在するものとみなされる⁽²⁶⁾。

さらに、同種性は、たとえ同一品種でなくて、同一目的に役立つ場合にも認められる。例えば、従来木または金属を使用していたビン箱をプラスチックに代えた場合がそれである。但し、この場合においても決算日現在の格価がほぼ同一であるを必要とすることはいうまでもない⁽²⁷⁾。

(25) Albach, H., Rechnungslegung im neuen Aktienrecht, NB 1966, S. 185.

(26) 27/28 Forster-Weirich, Lifo-, Fifo-, und ähnlich Verfahren nach § 155 Abs. 1 Satz 3 AktG 1965, Wpg. 1966, S. 484f.

以上二つのメルクマールの結合において、同種性の前提が達成される。その結果第155条1項3文の意味における同種性は、次の場合に存在する。

- (1) 同一品種に属し、かつほぼ同一価格である棚卸資産。
- (2) 同一機能を有し、かつほぼ同一価格である棚卸資産。

この場合の「ほぼ同一価格」の「ほぼ」(annähernd)の意味は20~25%までの価格差は認められるとしている。⁽²⁸⁾しかし、それぞれの棚卸資産の数量、単価によって相違することはいうまでもない。そしてその価格は取得原価または製作原価を意味する。

(1) 先入先出法

先入先出法は従来ドイツ会計実務では、まれにしか利用されなかった。しかし、第155条1項3文よりはっきり許された方法であり、この方法は最も古い残高から最も先に使用または売却されたものと仮定し、したがって決算日に残存する棚卸資産は、最も後から受入された資産から構成される。そしてこの方法は少なくとも受入については、継続記録を実施していることを前提とする。先入先出法について簡単な例をもって示せば、次の通りである。

1/1 期首残高 100kg 単価DM8.00=DM800.—

6/30 受入 50 " " 8.20= " 410.—

10/20 受入 50 " " 8.50= " 425.—

期末残高がいま75kgとすれば、 $(50\text{kg} \times \text{DM}8.50) + (25\text{kg} \times \text{DM}8.20) = \text{DM}630.—$ で評価される。また期中に受入が全くない場合には、低価主義の適用がないかぎり期首残高の単価で評価される。

(2) 後入先出法

後入先出法は、先入先出法とは反対に、最も後に受入れた資産を最も先に使用または売却されたものと仮定する。したがって期末残高は最も古く受入れた資産から構成される。この方法は計算を簡易化する以外に、費用をできるかぎり現在に近い価格で算定することを目的としている。後入先出法は、技術的に次の二つに区分される。

- (i) 継続記録的後入先出法(Permanente Lifo)

(ii) 定期的後入先出法(Periodische Lifo)

(i) 継続記録の後入先出法は、払出の都度、その直前の受入した資産の単価で払出金額を算定する方法であり、したがって、すべての受入および払出の数量、単価、金額が継続して記録される。そして低価主義の適用の場合、継続記録の後入先出法では、一つの価格と時価が比較されるだけであり、定期的後入先出法のごとく、期末残高の各部分残高に関係する多くの価格と時価を比較するのと相違する。継続記録の後入先出法について簡単な例を示せば、次の通りである。

月 日	摘 要	受 入 高			払 出 高			残 高			
		数量	単価	金額	数量	単価	金額	数量	単価	金額	
1	1	前期繰越	100	6	600				100	6	600
1	15	仕 入	50	8	400				<100 50	6 8	600 400
2	1	売 上				<50 30	8 6	400 180	70	6	420
3	11	仕 入	50	9	450				<70 50	6 9	420 450
10	15	売 上				<50 10	9 6	450 60	60	6	360
		計	200		1,450	140		1,390	60		360

(ii) 定期的後入先出法

定期的後入先出法の場合、期首残高と期末残高が数量的に比較され、受入についてのみ記録し、払出については記録せず、期末残高の数量が実地棚卸によって算定される。この方法は次の三つの場合に区分される。

(i) 期末残高数量と期首残高数量が全く同じである。

(ii) 期末残高数量が期首残高数量より大きい。

(iii) 期末残高数量が期首残高数量より小さい。

(i)の場合においては、低価主義の適用がないかぎり、期末残高と期首残高が同一額であり、当期受入分が全額当期に払出されたものとして計算される。

(ii)の場合においては、期末残高数量のうち期首残高数量に等しい部分は期首残高の単価で評価され超過部分についてのみ当期受入の最も古い資産の単価

で評価される。

例の場合、例えば期首残高100kg単価DM 8.00金額DM800であり期末残高数量が70kgだとすればDM560で評価される。

(3) その他類似の方法

アメリカ税法で認められているドル価値法(Die Dollar-value-Methode)は、第155条1項3文における前提である同種性の要請を放棄したものであり、その限りで株式法上の評価方法と認められない。またアメリカ税法で認められている売価還元後入先出法(Die Retail-lifo-Methode)についてもドル価値法と同様、資産の同種性が存在しないので第155条1項3文の評価方法に含まれない。

高入先出法(Hifo)が第155条1項3文の評価方法として認められるか否かについては⁽²⁹⁾見解が分れる。

3 低 価 主 義

すでに述べたごとく、流動資産は取得原価または製作原価をもって評価しなければならないとされている(第155条1項)。しかし、第155条2項において時価(Zeitwert)が取得原価または製作原価より下落した場合には、低価主義(Niederstwertprinzip)が適用され、時価をもって評価することが強制される。そしてドイツ株式法では、低価主義上の時価を取引所価格(Börsenpreis)または市場価格(Marktpreis)が確定できるか否かにより二つに区分し、取引所価格または市場価格が確定できる場合には、「決算日における取引所価格または市場価格から生ずる価額」(Der sich aus dem Börsen-oder Mrktpreis ergebende wert)を、それが確定できない場合には、「決算日においてその資産に付さなければならない価額」(den Gegenständen am Bilanzstichtag beizulegenden wert)を時価として規定している。

(29) 否定論者Kropff, B., Bilanzwahrheit……a. a. o. Wpg. S. 377. Albach, H. Rechnungslegung……a. a. o. NB 1966. S. 185. 肯定論者Forster, K. H., a. a. o., Wpg. 1965, S. 593.

ここにおいてまず問題となるのは、かかる時価が調達市場 (Beschaffungsmarkt) における価格を基準とするか、それとも販売市場 (Absatzmarkt) における価格を基準とするかである。これについては、新株式法においても明確にされていなく、旧株式法と同様正規の簿記の原則に委せられたままである。

新株式法の理由書 (Begründung) によれば、これについて次の原則を明らかにしている。⁽³⁰⁾

1 調達市場を基準

原料, 補助材料, 経営材料

中間製品 (zwischenprodukte)

2 販売市場を基準

仕掛品 製品

原料, 補助材料, 経営材料の超過残高 (Überbestände), 有価証券

3 販売市場, 調達市場両方を基準

商品

仕掛品, 製品の超過残高

しかし、本来販売を意図して保有する棚卸資産の時価を調達市場に求めることについては、批判がないわけではない。例えばレフソン (Leffson) は、原料、補助材料等についても製品と同様販売市場の観点のもとに決算日現在の時価で評価すべきであると主張する。⁽³¹⁾ 彼はその論拠として、原料等の再調達価額 (Wiederbeschaffungskosten) がたとえ下落したとしても、その原料をもとに製造された製品の販売価格さえ下落しなければ、企業にとってなんらの危険をももたらさない点を指摘している。また株式法改正の政府草案においても、第146条2項において「決算日における取引所価格または市場価格から、なお予測されるべき費用および減損額を控除した後に生ずる価額」あるいは「決算日においてなお予測されるべき費用および減損額を斟酌して、その資産に付きなければな

(30) Adler-Düring-Schmaltz, a. a. o. § 155 AktG 1965 Tz. 152.

(31) Leffson, U., Die Niederstwertvorschrift des § 155 AktG; Wpg. 1967, S. 58.

らない価額」とし、販売市場の観点のもとにのみ時価を評価すべきことを定めていた。しかし、新株式法においてこの政府草案の規定は採用されなかった。その結果、新株式法において低価主義上の時価は、理由書に示されているように販売市場を基準とするだけでなく調達市場をも基準とすることが可能である。

(1) 決算日における取引所価格または市場価格から生ずる価額

上に述べたように、新株式法第155条2項において、取引所価格または市場価格が存在する資産については、低価主義において取得原価または製作原価と比較される時価として「決算日における取引所価格または市場価格から生ずる価額」による旨を規定している。そしてこの規定の意味における取引所価格または市場価格は、法的に民法(BGB)第385条と第453条および商法(HGB)第373条の取引所価格または市場価格に関係し、取引所価格については、公認された取引所の価格を意味するものと解され、多数の取引所が存在する場合には、どの取引所の価格によるかは商人の判断に委せられている。しかし、主たる取引所と従たる取引所が存在する場合には、主たる取引所、商品の場合においては購入、運送に便利な取引所、国の内外に取引所が存在する場合には、国内の取引所を原則とする。⁽³²⁾

市場価格については、平均的品質の商品または製品等のために、一定の時または一定の期間の平均において商業地(Handelsplätze)または商業地域(Handelsbezirk)⁽³³⁾で認められる価格を意味すると解されている。

また上にあげた取引所価格または市場価格は、決算日現在の価格によらなければならない。しかるにその価格がたまたま偶発相場(Zufallskurse)である場合にはどのような取扱をすべきかが問題となる。

これに関しては一般に、次のような取扱をすべきものとされる。⁽³⁴⁾

① 決算日価格が一般相場水準を超える場合

原則として、一般相場水準まで引下げなければならない。但し、その差が小

(32) Adler-Düring-Schmaltz, a. a. o. § 155 AktG 1965 Tz. 165

(33) Adler-Düring-Schmaltz, a. a. o. § 155 AktG 1965 Tz. 164.

(34) Adler-Düring-Schmaltz, a. a. o. § 155 AktG 1965 Tz. 168. 169.

さく、年度決算書の財産状態および収益状態のできる限り確実な一覧を損うものでないかぎり認められる。

② 決算日価格が一般相場水準より低い場合

用心の原則(Vorsichtsprinzip)により偶発相場をそのまま用いる。

以上から、第155条2項における「取引所価格または市場価格から生ずる価額」とは、原料、補助材料、経営材料等調達市場を基準とする資産にあっては、取引所価格または市場価格に、運賃、手数料等の取得副費を加算した価額を意味し、これに対して、仕掛品、製品等販売市場を基準とする資産にあっては、取引所価格または市場価格から加工費、販売費等の未発生費用を控除した後の価額を意味する。

(2) 決算日においてその資産に付さなければならない価額

第155条2項2文によれば、取引所価格または市場価格が確定できない場合には、低価主義における比較価値として「決算日においてその資産に付さなければならない価額」による旨を定めている。この価額は、すでに述べた「取引所価格または市場価格から生ずる価額」と本質においてなんら相違するものでなく、調達市場を基準とするいまだ生産過程に投入されていない原料、補助材料、経営材料および商品については再調達価額をもって評価され、仕掛品、製品等については予測される販売価格から売上値引および包装費、発送運賃、その他の販売費等の未発生費用の見込額を控除した後の価額、いわゆる正味実現可能価額で評価される。したがって仕掛品、製品については原価計算上の利益を含んだ価額で評価されることになる。但し、販売市場での評価が不可能である場合に再生産価額(Reproduktionskostenwert)で評価される。そして商品のように調達市場と販売市場の二つの市場を基準とすることができる場合には、原則として低い方の価額によるものとされる。⁽³⁵⁾

ただこの価額と「取引所価格または市場価格から生ずる価額」と相違する点は、この価額において品質低下、陳腐化、減耗等の価値減少が考慮されることである。したがってかかる価値減少がある場合には再調達価額以下で評価さ

(35) Adler-Düring-Schmaltz, a. a. o. § 155 AktG 1965, Tz. 171.

れ、場合によってはクズ値で評価されることもありうる。

尚、155条2項の低価主義の適用により一旦評価減した場合、評価減の理由が存在しなくなった場合においても、低い評価を継続することができる(第155条4項)。当然のこととして取得原価または製作原価までならば評価増をすることも可能である。

4 低 価 評 価

ドイツ株式法では第155条3項により、低価主義による以外に次の二つの場合にきざって、さらに低い価額でもって評価することが認められている。

その一つは、理性的商人の判断により当該資産の評価額を価値の変動を理由として変更しなければならないことを避けるため必要であるかぎり認められる。他は、商事貸借対照表の税務貸借対照表に対する基準性の原則(*der Grundsatz der Maßgeblichkeit der Handelsbilanz für die Steuerbilanz*)に関して、所得税および収益税の目的のために許されると認められるかぎりにおいて低い評価が考慮される。

(1) 理性的商人の判断による低価評価

この規定は、第155条2項の低価主義が拡大されたものと考えられる。しかし、次の点において基本的相違が見られる。それは、低価主義は決算日現在の状況を基本とする。しかるにこの規定の低価評価は、決算日現在の状況だけでなく、「最も近き将来」(*in der nächsten Zukunft*)の状況までも、前もって考慮することができるという点である。そこでこの相違について簡単な例をも⁽³⁶⁾って示せば、次の通りである。

いま、取得原価DM350の世界市場商品が価格騰貴し、1968年12月31日現在において取引所価格DM380になったとすれば、第155条2項の低価主義は適用することはできない。しかるに、この商品が次の営業年度中に取得原価の10%減まで価格が下落すると判断すれば、第155条3項1号によりDM315でもって評価することができるのである。

このように非常に大巾な評価余地を認めた規定であるのでその適用にあつ

(36) Adler-Düring-Schmaltz, a. a. o. § 155 AktG 1965 Tz. 192.

ては、次のような前提を必要とする。

- (イ) 評価額に作用する価値変動が予期されなければならない。
- (ロ) 価値変動が、最も近き将来において生じなければならない。
- (ハ) 低価評価は、理性的商人の判断により評価減を避けるために必要でなければならない。

(イ) 価値変動の概念

法律の意味における価値変動は、多かれ少なかれ周期的な価値変動を意味するものと解される。しかし、一回ぎりの価格下落、例えば、市場の構造変化による価格下落、棚卸品の陳腐化、価格低下をもたらす新製品、新生産方法の出現等をも考慮される。これについては、新株式法の理由書に次のように述べられている。

「その他に、会社はこの規定により棚卸資産に存する危険、特に又販売危険を充分考慮する可能性を有する。⁽³⁷⁾」

(ロ) 「最も近き将来」の概念

「最も近き将来」の概念については、1927年2月11日の有名なライヒ裁判所の秘密準備金の許容性に関する判決で次のように明らかにされている。「企業が最も近き将来、すなわち、おおよそ2年、生存力および抵抗力を確保するために必要なかぎり。」このことから、「最も近き将来」の概念を2年と解釈する見解が支配的である。⁽³⁸⁾事実、これ以上の期間にわたって将来の価値変動を確実に判断することは不可能である。

(ハ) 理性的商人の判断

理性的商人の判断は、任意な理由に基づく評価減を排除することを目的としたものであり、最終的には、どれだけの評価減が可能であるかということに関係する。理性的商人の評価減は、それが後の評価減を避けるために必要であるかぎりにおいてのみ認められる。したがって、それ以上の評価減は許されな

(37) Adler-Düring-Schmaltz a. a. o. § 155 AktG 1965 Tz. 198.

(38) Stellungnahme NA/ldw 5/1966, Wpg. 1966 S. 677. Döllerer, G., a. a. o. S. 1413.

(39) Adler-Düring-Schmaltz, a. a. o. § 155 AktG 1966 Tz. 202.

く、場合によっては、貸借対照表の無効原因となる（第256条5項）。

それ故に、すでに他の理由（税法）で評価減が行なわれている場合には、その分だけこの規定の評価減は減少する。例えば、⁽³⁹⁾

例1	DM
第155条2項による評価額（低価主義）	150.—
最も近き将来今までの市場価格の30%の評価減が可能	
第155条3項1号による控除額	<u>45.—</u>
許容される低価評価	<u>105.—</u>

例2	DM
例1と同じ。しかし、税法上の理由で商法上の20%減の評価が許容される	
第155条2項による評価額（低価主義）	150.—
第155条3項2号による控除（税法）	<u>30.—</u>
	120.—
第155条3項1号による控除	<u>15.—</u>
許容される低価評価	<u>105.—</u>

上例2において、市場価格の30%減の評価減を行なう前提が存しているにもかかわらず第155条3項1号による評価減はDM105までしか認められない。

(2) 税法目的の低価評価

この規定は、税法との調整とのために新株式法においてはじめて設けられた規定である。この規定によって税務貸借対照表に認められるすべての低価評価は商事貸借対照表においても認められることとなった。この規定の対象となる税法上の主な規定として、部分価値償却⁽⁴⁰⁾（Teilwertabschreibung）（所得税法第6条1項2号）および輸入商品控除⁽⁴¹⁾（Importwaren abschlag）（所得税施行

(40) 所得税法第6条1項2号において取得原価または製作原価の代りに、より低い部分価値で評価することが認められている。部分価値とは、事業全体の取得者が総購入価格の範囲内で、個々の経済財に見積るであろう金額である。その際、取得者がその事業を継続することを前提とする（所得税法第6条1項1号）

(41) 輸入商品控除とは、所得税施行規則第80条にもとづき、正規の簿記を記帳しているす

規則第80条)をあげることができる。

尚、第155条3項の規定は、第155条2項の低価主義と同様、その理由が存在しなくなった場合、すなわち、評価減した資産の価格が騰貴すると判断した場合においても低価による評価を継続することが認められている(第155条4項)。もちろん取得原価または製作原価までならば評価増を行うことも可能である。(未完)

すべての企業が二つの表に記載されている特定輸入商品につき、それが決算日現在において連邦領域または西ベルリンに存在して取得後加工がなされていない場合に、所得税法第6条(取得原価または製作原価にもとづく評価)よりも低く評価することを許している制度である(商品の種類によって20%あるいは30%の控除が許されている)。